

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策・医師確保課)	3
○保安林の解除の予定 (2件) (治山林道課)	3
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	3
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	3
○地域森林計画の案の縦覧 (森づくり推進課)	3
○地域森林計画の変更の案の縦覧 (3件) (")	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出	4
○告示 (政治団体の収支に関する報告書の要旨) の訂正	4

規 則

高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第82号

高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年高知県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第5条中「交付金（）」を「交付金（附則を除き、）」に改める。
附則に次の見出し及び2項並びに様式を加える。

（条例附則第5項の規定に基づく処分に係る交付金に係る特例）

5 基金から条例附則第5項の規定に基づく処分に係る交付金の

交付を受けようとする市町村は、知事が別に定める日までに、財政安定化基金事業交付金交付申請書（特例用）（附則別記第1号様式）に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

6 第6条、第7条及び第17条の規定は、前項の交付金について準用する。この場合において、第6条中「前条」とあるのは「附則第5項」と、第7条第1項中「前条」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えて準用する前条」と、「交付金の」とあるのは「附則第5項の交付金の」と、「基金事業交付金請求書（別記第7号様式）」とあるのは「基金事業交付金請求書（特例用）（附則別記第2号様式）」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えて準用する前項」と、「基金事業交付金請求書」とあるのは「基金事業交付金請求書（特例用）」と、第17条中「交付金」とあるのは「附則第5項の交付金」と読み替えるものとする。

附則別記第1号様式（附則第5項関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長
一部事務組合管理者 印
広域連合の長

財政安定化基金事業交付金交付申請書（特例用）

高知県介護保険財政安定化基金条例附則第5項の規定に基づく処分に係る交付金の交付を受けたいので、高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則附則第5項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付希望額 円
- 2 添付書類
平成24年度予算書の抄本

附則別記第2号様式（附則第6項関係）

基金事業交付金請求書（特例用）

金額		円
----	--	---

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けました高知県介護保険財政安定化基金条例附則第5項の規定に基づく処分に係る交付金

上記金額を請求します。

年 月 日

市町村長
一部事務組合管理者 印
広域連合の長

高知県知事 様

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第657号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成24年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
田野病院	安芸郡田野町1414-1	平24・9・1	平27・8・31
室戸病院	室戸市元甲435番地6	〃 〃 〃	〃 〃 〃
高知大学医学部 附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	〃 〃 〃	〃 〃 〃
南国中央病院	南国市後免町三丁目1-27	〃 〃 〃	〃 〃 〃
野市中央病院	香南市野市町東野555番地18	〃 〃 〃	〃 〃 〃
高知脳神経外科 病院	高知市朝倉戊767-5	〃 〃 〃	〃 〃 〃
清和病院	高岡郡佐川町乙1777	〃 〃 〃	〃 〃 〃
前田病院	高岡郡越知町越知甲2133	〃 〃 〃	〃 〃 〃
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	〃 〃 〃	〃 〃 〃
大月病院	幡多郡大月町銚土603番地	〃 〃 〃	〃 〃 〃
渭南病院	土佐清水市越前町6番1号	〃 10 4	〃 10 3

高知県告示第658号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成24年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市窪津字下灘江見山1710の551
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第659号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成24年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市窪津字下灘江見山1710の551
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第660号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成24年10月29日から施行する。
平成24年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	〃	宿毛西	〃
」	〃	弘見	幡多郡大月町

平成7年8月1日
昭和39年4月1日

」を

「	〃	弘見	幡多郡大月町
---	---	----	--------

」に改める。

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。
平成24年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 実施の日時及び場所等

日時	場所	試験を実施する免許の種類
平成25年1月19日 午前10時から	津野町役場本庁舎2階	わな猟免許
〃 〃 20日	田野町総合文化施設 ふれあいセンター	わな猟免許

〃	〃	27日	大豊町農工センター	わな猟免許
〃				

- 免許申請手数料
現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けること。）
- 免許申請書の提出場所及び提出期限
高知県産業振興推進部鳥獣対策課にそれぞれの試験の実施日の10日前までに到着するように提出すること。
- 免許申請書の配布場所
高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- その他
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成24年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 森林計画区の名
安芸森林計画区
- 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 地域森林計画の案の縦覧期間
平成24年10月26日から同年11月22日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成24年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 森林計画区の名
高知森林計画区
- 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び

び関係町村役場
 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
 平成24年10月26日から同年11月22日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき
 地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定
 により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に
 供する。

平成24年10月26日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称
 嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
 高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及
 び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
 平成24年10月26日から同年11月22日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき
 地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定
 により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に
 供する。

平成24年10月26日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称
 四万十川森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
 高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及
 び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
 平成24年10月26日から同年11月22日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定によ
 り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 平成24年10月26日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成24年9月27日 24高都計第275号	南国市岡豊町八幡字 西山田922-1の一	南国市大埴甲2301 番地 南国市長

	部ほか	橋詰 壽人
--	-----	-------

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第63号
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定
 により次のとおり届出があった。
 平成24年10月26日
 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党）

名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事 務所の所 在 地	届出年月日
自由民主 党高知県 参議院選 挙区第一 支部	高野 光二 郎	向井 和至	高知市比 島町四丁 目1-40	平24・9・ 3

高知県選挙管理委員会告示第64号
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定
 により次のとおり異動の届出があった。
 平成24年10月26日
 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
 その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治
 団体）

区分	名称	代表者氏 名	会計責任 者氏名	主たる事 務所の所 在 地	届出年月日
異動 前	竹村く にお後 援会	異動なし	中村 百 代	高知市朝 倉西町一 丁目7- 21-4	平24・9・ 10
異動 後			竹村 邦 夫	高知市朝 倉丁694 -1	

高知県選挙管理委員会告示第65号
 平成23年11月高知県選挙管理委員会告示第113号（政治団体の

収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。
 平成24年10月26日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告のその他政治団体の尾崎正直後援会の表中

「1 収入総額	24,182,444円
前年繰越額	20,182,124円
本年収入額	4,000,320円
2 支出総額	7,047,573円
3 収入の内訳	
寄 附	4,000,000円
個 人 分	3,000,000円
政治団体分	1,000,000円
その他の収入	320円
10万円未満の収入	320円
合 計	4,000,320円

を

「1 収入総額	24,187,822円
前年繰越額	20,182,124円
本年収入額	4,005,698円
2 支出総額	7,047,573円
3 収入の内訳	
寄 附	4,000,000円
個 人 分	3,000,000円
政治団体分	1,000,000円
その他の収入	5,698円
10万円未満の収入	5,698円
合 計	4,005,698円

に訂正する。